

王滝村国土強靱化地域計画

令和3年3月



目次

第1章 基本事項	3
1 計画策定の趣旨	3
第2章 強靱化の推進目標	4
1 目指すべき将来の地域の姿.....	4
2 地域を強靱化する上での目標.....	4
(1) 基本目標	4
(2) 事前に備えるべき目標	4
(3) 計画期間の考え方.....	4
第3章 リスクシナリオ	5
1 災害の想定.....	5
2 リスクシナリオと施策分野	5
第4章 対策方策	6
1-1 建物の施設の崩壊・火災等による死傷者の発生.....	6
1-2 浸水・土砂災害等による死傷者の発生	7
2-1 長期にわたる孤立地域等の発生	7
2-2 消防・医療機能の麻痺.....	8
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下.....	9
3-2 通信インフラの麻痺.....	9
4-1 生命に関わる物質・エネルギー供給の停止	10
4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止.....	11
4-3 交通インフラの長期間にわたる機能停止.....	12
5-1 防災インフラ等の損壊・機能不全による死傷者の発生	12
5-2 貴重な文化財の喪失.....	13

資料編 公共事業の主な整備箇所一覧

第1章 基本計画

1 計画の策定の趣旨

災害から命を守るためには、日頃からの備えが大切であり、自らリスクを認識し行動する「自助」、周りの人たちと助け合う「共助」、行政等が支援する「公助」のバランスのとれた取り組みにより、被害をできる限り最小限とする「減災」へつなげることが重要となっています。

国内では、平成 23 年の東日本大震災をはじめ、集中豪雨による土石流被害や浸水被害など、大規模な自然災害が全国各地で続発していることから、住民の防災に対する意識が高まっています。特に、今後 30 年以内に 70%から 80%の確率で発生するとされている「南海トラフ地震」については、関東から九州・沖縄地方までの広い範囲に及ぶ甚大な被害が想定されるため、あらゆる可能性を考慮して、行政・企業・地域・住民等が協働し、それぞれの役割分担の下で、防災対策に取り組んでいく必要があります。

県内では、地形的・気象的な特性により、過去、数多くの災害が発生し甚大な被害を被ってきました。王滝村では平成 26 年に御嶽山噴火災害が発生し、死者・行方不明者 63 名という戦後最悪の火山災害となりました。その他にも、長野県内では平成 23 年3月の長野県北部地震、平成 26 年2月豪雪、同7月の南木曾町土石流災害、同 11 月の長野県神城断層地震、令和元年東日本台風など近年大きな被害に見舞われており、尊い命と貴重な財産が失われるとともに、被災地域の産業が大きな打撃を受けました。

今、こうした大規模な自然災害に対し、「命を守る」ための備えについて、社会全体の在り方が問われています。国では、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下、「基本法」という。)を公布・施行し、翌年6月には「国土強靱化基本計画」(以下、「基本計画」という。)を閣議決定しました。その中で「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス)を推進しています。

長野県においては、こうし国の方針や、過去の災害の教訓を踏まえ、災害が起こった場合でも被害を最小限に抑え、速やかな復興を成し遂げるため、それぞれの立場で、今後必ず起こりうる災害をイメージし、事前の備えに取り組むことを目的として、平成 28 年3月に「長野県強靱化計画」(以下、「県計画」という。)を策定して、強靱化に向けた諸施策を実施しています。

このような国・県の方針や、過去の災害や教訓を踏まえて「災害が起きた場合でも、被害を最小限に抑え速やかな復興を成し遂げる」ために、「王滝村国土強靱化地域計画」を策定して、強靱化に向けた施策を実施して参ります。

第2章 強靱化の推進目標

1 目指すべき将来の地域の姿

本計画では、まず「目指すべき将来の姿」を次のとおり設定し、これを念頭に強靱化を進めていく。

(目指すべき将来の姿)

王滝村の地域に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に「強さ」と「しなやかさ」を持って対処し、将来にわたって住みやすい王滝村の維持・発展を目指す。

2 地域を強靱化する上での目標

大規模自然災害への必要な備えを、平時から行う強靱な地域づくりは、「安心・安全な地域づくり」の実現と将来世代への継承に寄与するものとなります。

基本計画及び県計画との調和を図りつつ、王滝村の地理的な特性及び過去発生した大規模自然災害を教訓としながら王滝村の強靱化を推進するため、起こりうる事態に対して、以下のとおり本計画の「基本目標」と、「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定する。

(1) 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも

- ・人命の保護を最大限図る
- ・村及び社会の重要な機能に致命的な障害が及ばないように維持する。
- ・村民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- ・迅速な復旧復興を図る

(2) 事前に備えるべき目標

- ・人命を確保する対策の整備
- ・救助・救急・避難体制の整備
- ・行政機能の整備
- ・ライフラインの整備
- ・二次的災害を防ぐための整備

(3) 計画の考え方

本計画は、将来にわたり継続する普遍的計画であるべきという観点から、計画期間の設定は行えず、PDCAサイクルや地域の実情、災害の切迫性、他の計画等を勘案して、随時必要な見直しを行う。

第3章 リスクシナリオ

1 災害の想定

本計画では、村土の広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害全般を想定する。

2 リスクシナリオと施策分野

本計画では、「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」と、それを回避するために必要な「施策分野」を次のとおり設定する。

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ起きてはならない最悪の事態	施策分野(所管)				
		総務	福祉健康	経済産業	議会	教育
1 人命を確保する	1 建物や施設の崩壊・火災等による死傷者の発生	○	○	○		○
	2 浸水・土砂災害等による死傷者の発生	○		○		
2 救助・救急・避難体制を確保する	1 長期にわたる孤立地域等の発生	○	○	○		
	2 消防・医療機能の麻痺	○	○			
3 行政機能を確保する	1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○	○	○	○	○
	2 通信インフラの麻痺	○				
4 ライフラインを確保する	1 生命に関わる物質・エネルギー供給の停止	○	○	○		
	2 上水道等の長期間にわたる供給停止			○		
	3 交通インフラの長期間にわたる機能停止	○		○		
5 二次的災害を防ぐ	1 防災インフラ等の損壊・機能不全による死傷者の発生			○		
	2 貴重な文化財の喪失					○

第4章 対策方策

本計画では、リスクシナリオ毎に、次のとおり脆弱性の整理と必要な各対応方策の設定を行い、強靱化の推進を図るものとする。

1-1 建物や施設の倒壊・火災等による死傷者の発生

(脆弱性)

昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく倒壊のおそれがあるため、耐震診断や耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。また、公共建築物の中には役場庁舎等、災害発生後において、復旧活動の拠点となる建築物も多く、要配慮者が利用する建築物も多いことから、特に耐震性が要求される。こうしたことから、建築物の天井、外壁タイル、窓ガラス等の落下物及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊を最小限に抑えるため、構造体力上の安全性を確保する必要がある。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する防災意識の向上等が重要であることから、これらに留意した防災計画の修正及びこの計画の実施が必要である。

(対応策)

- ・耐震診断や耐震改修のための技術的な指導等
- ・耐震診断や耐震改修のための支援措置
- ・一般建築物及び公共建築物の耐震診断及び耐震改修、老朽施設の整備
- ・地域防災計画に基づく指定避難所等の整備
- ・一般建築物の屋根材、看板等の飛散防止のための指導・啓発
- ・公共建築物の屋根材、看板等の飛散防止のための点検・改修
- ・道路占有物の落下、転倒防止の指導・啓発
- ・落下物、屋外設置物による被害の防止対策の普及・啓発
- ・構造物及び屋外設置物による被害の安全対策の広報活動・啓発
- ・消防力の強化、消防施設・設備及び人員の増強、最適化
- ・消防水利の多様化及び適正化
- ・消防機関及び自主防災組織等の連携強化
- ・消防応援協力体制の確立

1-2 浸水・土砂災害等による死傷者の発生

(脆弱性)

当村の土砂災害警戒区域は、平成28までに112箇所指定されており、そのうち50箇所には特別警戒区域も含まれている。一見、安定して見える地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が国内でも多い。特に当村周辺では降雨量が多く、土石流や、がけ崩れ災害が発生する可能性は高く、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として平素から危険予想箇所の把握と防止パトロールを強化する必要がある。

(対応策)

- ・ハザードマップ等の整備
- ・砂防法に基づく砂防指定地の指定と砂防工事の推進
- ・国、県と連携し、治山事業による森林の土砂災害防止機能の向上を推進
- ・国有林、森林組合等と連携し、間伐等森林整備の推進
- ・土砂災害警戒区域の住民周知と警戒避難体制の確立
- ・住民主導型警戒避難体制の構築
- ・土砂災害警戒区域の指定について国及び県への働きかけ

2-1 長期にわたる孤立地域等の発生

(脆弱性)

当村は村域の95%が山林であり、山地の間を王滝川やその支流が深い谷を刻みながら流れ、王滝川沿いの一部に平坦な段丘面を形成している。集落は9集落約380戸が王滝川により形成された河岸段丘状の傾斜地に散在しており、これを結ぶ道路が山間を貫いている。

こうした地勢は、災害が発生すれば孤立地域の発生が余儀なくさせることから、集落の過疎化、高齢化が相まって、その対策が重要である。また当村は袋小路にあるため、袋小路の解消を関係機関に働きかけ早急に進める必要がある。したがって、主要路線優先の対策推進と複線化が重要である。通信手段の確保については、移動系無線設備、同報系無線設備が整備されているが、複数の通信手段・情報伝達の確保に努めるとともに、停電時の通信確保にも努める。

(対応策)

- ・村道の災害予防対策の推進
- ・道路に面した工作物、立木等の災害予防対策の住民周知
- ・災害時の通信設備の維持
- ・アマチュア無線の協力体制の確保
- ・バイクによる物理的通信手段の整備
- ・スマートフォン等による情報伝達手段の整備

- ・要配慮者等、優先して救護すべき住民の実態把握
- ・復旧活動用資材の整備充実

2-2 消防・医療機能の麻痺

(脆弱性)

救助・救急用資機材の整備について、当村における、救助救急車両の整備及び運行は木曾広域連合において行っており、今後も同連合において充足していく必要がある。また、消防団及び自主防災組織を中心とする、災害発生時に緊急救出を行うための救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練が必要である。さらに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定め、協力を求めておく必要がある。

消防及び医療機関相互の連絡体制の整備について、災害時には、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日ごろから関係機関との連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプター利用した傷病者等の広域輸送へ対応するため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(対応策)

- ・消防及び医療機関の耐震化推進
- ・村役場や自主防災組織の活動拠点等での救助・救急資機材の備蓄
- ・消防団・自主防災組織を中心とする災害発生当初の救助・救急体制の整備
- ・医療資機材、医薬品等の備蓄、調達計画の策定
- ・災害時に備えた医療救護所の設置の検討
- ・県立木曾病院を中心とした後方医療機関との調整
- ・広域応援活動を受け入れるための体制の整備

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(脆弱性)

災害発生時には、行政機関の業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるため、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが必要となる。具体的には、「村役場も被災する深厚な事態」を考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順を明確にすると共に、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保を図ることで、災害発生直後の混乱により村役場が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようにする必要がある。

(対応策)

- ・村長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ・本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ・電気、水、食料等の確保
- ・災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ・重要な行政データのバックアップ
- ・非常時優先業務の整理

3-2 通信インフラの麻痺

(脆弱性)

災害時においては、通信手段の被災、通信量の急激な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又は輻輳(物事が1か所により集まって込み合っていること)が発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

現在設置されている防災行政無線の通信施設については、統制局は耐震性のある建築物に設置され、予備電源の確保もされているが、子局や地域系については、設置状況、予備電源の状況等の調査を行い、不具合のある個所については所要の対応を取る必要がある。

(対応策)

- ・防災行政無線について地震対策等
- ・有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多様化
- ・中枢機能の分散化・機器の二重化・移動体通信機器の整備
- ・災害時優先電話、非常通信、衛星携帯電話、臨時災害放送局の機器及び運用体制の確立
- ・通信機器及び予備電源の取扱いの習熟のため随時点検及び訓練等
- ・平時には観光等の情報を、有事に防災等の必要な情報を発信できる防災アプリの有効活用

4-1 生命に関わる物質・エネルギー供給の停止

(脆弱性)

食料の備蓄については、十分とはいえないため今後備蓄の強化を図るとともに関係業者からの調達を含め、備蓄・調達体制の強化を図る必要がある。備蓄食料については、地域の特性、人口等に応じ、村の食糧備蓄の供給計画により避難所等の速やかに供給する体制を整備する。

食料品等の供給については、備蓄食料や関係業者との協定による調達食料を、住民へ円滑に供給できるよう体制を整備する。

生活必需品の備蓄・調達体制の整備については、災害時の生活必需品の確保は、住民自ら行うことが有効であり、住民の防災意識を高め、最低限の必需品は、緊急用品として準備するよう、普及・啓発に努めるとともに、各機関においても必要最小限の生活必需品の備蓄を図る必要がある。また、生活必需品の調達については、流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物質の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

生活必需品の供給体制の整備については、災害発生直後、直ちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。また、生活必需品の調達を行うばあいを想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調達する必要がある。

公共施設等へのエネルギー供給については、ライフラインがストップしても安定的な供給が図れるよう体制強化を図る必要がある。また、住民に対しても災害時に備えた準備等を啓発していくことが重要である。

(対応策)

- ・非常用食料の備蓄・更新
- ・他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定の締結
- ・非常用食料の保存状態、在庫量の確保
- ・食料品等の調達体制の整備
- ・住民、民間事業所等への食糧備蓄の周知啓発
- ・物質の供給が困難な場合を想定した食料、飲料水等の備蓄及び調達体制を整備
- ・備蓄食料及び協定調達食料を住民に供給するための体制を整備
- ・炊飯器具、食器類、調味料等の整備
- ・学校給食センター(応援給食施設)整備
- ・生活必需品の備蓄・調達体制の整備
- ・災害用仮設トイレ等の備蓄
- ・輸送されてくる生活必需品の集積場所の調整
- ・輸送手段、集積場所、輸送された物品の受領、仕分け、配送等についての関係機関との調整
- ・公共施設等へのエネルギーの安定的な供給を行うための施設整備

4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(脆弱性)

当村においては、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めていく必要があるが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とはいえないのが現状である。また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急的連絡管等の整備が必要である。水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定により他市町村へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

緊急連絡体制、復旧体制の確立について、災害発生時において迅速かつ確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、すでに策定済みである緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等を必要に応じて更新する。また、復旧体制については、災害時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の市町村等との広域応援協定を締結する必要がある。

(対応策)

- ・予備水源、予備電源及び備蓄飲料水の確保
- ・給水車の導入、給水体制の確立
- ・給水源の確保、供給量の見直し
- ・被災範囲、被災状況、給水拠点の想定
- ・給水タンク、ポリタンク、携帯用ポリ袋の確保
- ・水道施設、設備の整備及び安全性の確保のため、次の対策を行う。

(1) 老朽管の布設替等

(2) 配水系統の相互連絡ブロック化

(3) 他水道事業者との緊急時連絡管の整備促進

(4) 復旧資材の備蓄

(5) 水道管路図等の整備

- ・災害時の対応を定めた災害対策要領等の更新
- ・対策要領等に定められた対応の訓練実施
- ・県及び他の市町村との広域応援体制、民間事業所との協力体制を確立
- ・発電機、ポンプ等の緊急用、復旧用資材の計画的に購入、備蓄
- ・下水道台帳等の適切な調整、保管

4-3 交通インフラの長期間にわたる機能停止

(脆弱性)

当村の道路は、幹線道路となる県道があるが、集落間を結ぶ村道や幹線道路となる村道も老朽化が進み計画的に整備を行っていく必要がある。現道路の防災対策を促進するとともに、災害発生時に関係機関と連携して、適切な交通規制によって効率的な運用を図る必要がある。

(対応策)

- ・県、木曾警察署及び交通安全協会の連携による交通確保計画の策定
- ・発生時の迂回ルート、代替・補完施設の確保等
- ・「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保
- ・災害が発生した場合の早急なパトロール等の実施
- ・路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画の策定
- ・王滝村建設協力会との業務協定に基づく応急復旧工事
- ・緊急輸送路などの補完・迂回機能が見込まれる道路の整備
- ・道路の維持管理を実施し、安全安心な道路の整備
- ・道路利用者への災害の状況、通行規制等の情報提供
- ・相互応援の協定に基づく各機関への応援要請

5-1 防災インフラ等の損壊・機能不全による死傷者の発生

(脆弱性)

防災インフラ等について、老朽化の甚だしいものは、豪雨による下流の農地をはじめ人家、公共施設にまで被害を及ぼす恐れがあるため、緊急度の高いものから順次補強、改修工事を実施する必要がある。

(対応策)

- ・農業用排水路の危険箇所の調査
- ・安全性が危惧される農業用排水路の改修及び耐震対策
- ・土のう、杭等の応急資材の準備

5-2 貴重な文化財の喪失

(脆弱性)

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。また、村内の神社等は住民のコミュニティーを築くのに欠かせない存在となっており、特に被災時には、それぞれの心のよりどころとして大きな役割を担うこととなる。

当村における文化財は木造のものが多く、震災時の災害対策とともに防水対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、併せて見学者の生命、身体の安全にも十分注意する。

(対応策)

- ・各種文化財の防災を中心とした保護対策の推進
- ・所有者又は管理者への文化財管理保護の指導と助言
- ・防災設備の設置推進